

新潟市民病院財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

新潟市民病院事業管理者 片柳 憲雄

新潟市民病院管理規程第8号

新潟市民病院財務規程の一部を改正する規程

新潟市民病院財務規程（平成20年新潟市民病院管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第2号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 償還金及び支払利息取扱諸費

第22条第2項第1号中「たな卸資産購入限度額及び直購入の」を削り、「薬品費」の次に「及び診療材料費」を加え、「100万円」を「160万円」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 交際費及びこれに類する経費

第22条第2項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 報償費及びこれに類する経費で、管理者が別に定めるもの

第22条第2項第5号を次のように改める。

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約書の作成を省略することができる経費で、管理者が別に定めるもの

第22条第2項第6号を削る。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。